

1 瀬戸内海の概況

2) 海岸線、保護水面

海岸線は、瀬戸内海沿岸域が遠浅であることから、古くから農地、塩田造成の埋立てによる影響を受け、変貌を続けてきた。昭和 30 年代後半から工業用地の造成が各地で行われたこと等により、自然海岸線は、36.7%が残存するだけとなった。これは我が国総延長の 52.6%に比べて少ない。瀬戸内海の海岸線の府県別の状況を表 1-13(1)、図 1-10(1)に、湾・灘別の状況を表 1-13(2)、図 1-10(2)に、保護水面の設定状況を図 1-11 に示す。

一方、失われた砂浜を復元するため、近年人工海浜の造成も行われている。

表 1-13(1) 瀬戸内海の海岸線の状況(府県別)

府 県 名	調 査	自然海岸		半自然海岸		人工海岸		河 口 部		総延長 km
		延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	
大 阪 府	第 5 回	1.9	0.8	10.9	4.5	224.9	92.6	5.2	2.1	242.9
	第 4 回	2.3	1.1	10.9	5.0	197.0	91.2	5.9	2.7	216.1
	第 3 回	2.8	1.4	11.7	5.6	187.3	90.2	5.9	2.8	207.7
	第 2 回	3.6	1.9	11.9	6.3	166.4	88.6	5.9	3.2	187.8
	第 1 回									
兵 庫 県	第 5 回	144.0	22.0	123.8	18.9	382.9	58.4	5.1	0.7	655.8
	第 4 回	144.0	22.0	123.8	18.9	382.9	58.4	5.1	0.7	655.8
	第 3 回	144.5	22.7	124.6	19.5	363.7	57.0	5.1	0.8	637.9
	第 2 回	146.6	23.8	129.1	21.0	334.8	54.4	5.1	0.8	615.6
	第 1 回									
和 歌 山 県	第 5 回	100.7	45.7	30.9	14.0	85.5	38.8	3.3	1.5	220.4
	第 4 回	97.4	45.6	42.7	20.0	70.8	33.2	2.6	1.2	213.5
	第 3 回	97.4	47.9	43.6	21.5	59.7	29.4	2.6	1.3	203.4
	第 2 回	82.8	46.3	44.3	24.9	48.7	27.3	2.7	1.5	178.5
	第 1 回									
岡 山 県	第 5 回	250.8	45.7	80.5	14.7	207.4	37.8	10.3	1.9	549.0
	第 4 回	237.5	47.2	71.9	14.3	186.0	37.0	7.4	1.5	502.8
	第 3 回	238.9	47.9	77.9	15.6	174.8	35.0	7.4	1.5	499.0
	第 2 回	243.1	48.9	79.6	16.0	167.2	33.6	7.3	1.5	497.2
	第 1 回									
広 島 県	第 5 回	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.8	1,109.4
	第 4 回	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	第 3 回	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	第 2 回	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	第 1 回									
山 口 県	第 5 回	503.0	45.1	60.0	5.4	539.4	48.3	13.3	1.2	1,115.7
	第 4 回	493.4	45.7	59.7	5.5	516.5	47.9	9.3	0.9	1,078.9
	第 3 回	501.8	47.1	59.3	5.6	494.1	46.4	9.3	0.9	1,064.4
	第 2 回	497.7	47.7	55.9	5.4	481.5	46.1	9.3	0.8	1,044.4
	第 1 回									
徳 島 県	第 5 回	80.7	33.2	21.7	8.9	133.8	55.0	7.0	2.9	243.2
	第 4 回	79.5	35.8	22.2	10.0	114.2	51.5	5.9	2.7	221.8
	第 3 回	79.6	35.8	22.3	10.0	114.2	51.5	5.9	2.7	222.0
	第 2 回	81.7	37.5	22.9	10.5	107.5	49.3	5.9	2.7	218.0
	第 1 回									
香 川 県	第 5 回	332.1	46.8	118.7	16.7	250.6	35.3	8.0	1.1	709.4
	第 4 回	337.4	48.0	126.3	18.0	233.9	33.2	5.8	0.8	703.4
	第 3 回	345.8	49.7	138.0	19.8	206.1	29.6	6.0	0.9	695.8
	第 2 回	350.3	50.8	138.0	20.0	194.8	28.3	6.1	0.9	689.2
	第 1 回									
愛 媛 県	第 5 回	680.3	44.5	348.9	22.8	486.3	31.8	11.9	0.8	1,527.4
	第 4 回	569.8	41.9	350.1	25.7	420.8	31.0	18.9	1.4	1,359.6
	第 3 回	579.6	42.8	363.5	26.8	393.7	29.0	18.9	1.4	1,355.7
	第 2 回	688.6	48.2	359.0	25.1	363.4	25.4	18.9	1.3	1,429.9
	第 1 回									
福 岡 県	第 5 回	40.8	14.5	17.6	6.2	220.6	78.1	3.4	1.2	282.4
	第 4 回	40.3	14.8	18.5	6.8	212.4	78.0	1.1	0.4	272.3
	第 3 回	39.9	15.8	20.8	8.2	191.5	75.6	1.1	0.4	253.3
	第 2 回	42.2	17.4	20.2	8.4	178.7	73.7	1.1	0.5	242.2
	第 1 回									
大 分 県	第 5 回	170.9	29.8	83.7	14.6	309.2	53.9	10.1	1.8	573.9
	第 4 回	181.2	31.9	80.9	14.2	297.0	52.3	9.3	1.6	568.4
	第 3 回	183.5	33.1	81.5	14.7	279.8	50.5	9.3	1.7	554.0
	第 2 回	191.1	35.2	81.7	15.0	260.6	47.9	10.1	1.9	543.5
	第 1 回									
瀬 戸 内 海	第 5 回	2,654.2	36.7	956.0	13.2	3,533.0	48.9	85.9	1.2	7,229.5
	第 4 回	2,538.1	37.0	956.4	13.9	3,295.2	48.0	78.2	1.1	6,867.9
	第 3 回	2,579.8	38.2	1,000.7	14.8	3,101.9	45.9	78.4	1.2	6,760.8
	第 2 回	2,697.3	40.2	1,001.6	15.0	2,924.6	43.6	79.3	1.2	6,702.8
	第 1 回									
全 国	第 5 回	17,660.3	52.6	4,385.1	13.1	11,212.2	33.4	316.2	0.9	33,573.8
	第 4 回	18,105.6	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.4	264.0	0.8	32,778.9
	第 3 回	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
	第 2 回	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,598.9	26.7	263.7	0.8	32,170.2
	第 1 回									

注) 1. 瀬戸内海の区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の「瀬戸内海」の範囲。

2. 第 5 回自然環境保全基礎調査が実施されていない兵庫県のデータは第 4 回調査結果を使用。

3. 自然海岸：海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。

半自然海岸：道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物が存在しているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸。

人工海岸：港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸。

河口部：河川法（河川法適用外の河川も準用）による「河川区域」の最下流端。

出典：第 2 回（昭和 53 年度）、第 3 回（昭和 59 年度）、第 4 回（平成 5 年度）及び第 5 回（平成 8 年度）「自然環境保全基礎調査」（環境庁）より作成